

自転車の通行空間整備を進めています

●道路整備課(内線428)

令和2年度に策定した自転車ネットワーク計画に基づき、自転車を安全に利用できる環境を整えるため「自転車通行空間整備」を進めています。

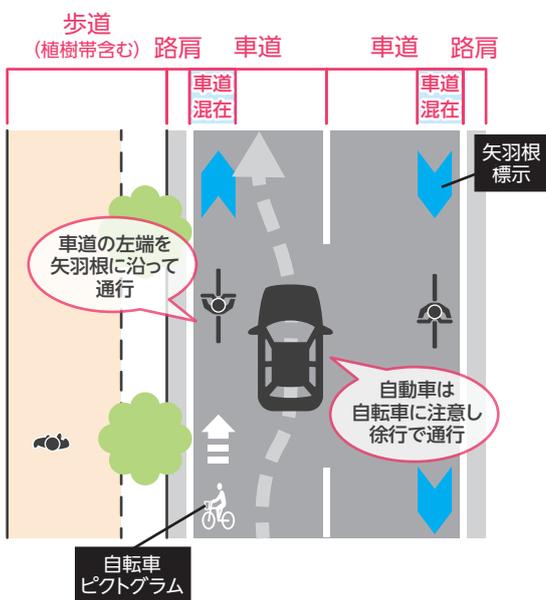
現在、市道沖田線において「車道混在型」の整備を行っており、来年度以降も自転車ネットワーク路線において順次整備を予定しています。

Q

「車道混在」型の整備とは何ですか？

A

道路交通法上、歩道と車道の区別があるところでは、自転車は車道の左端(路肩)を通行することが原則となっています。そのため、「車道混在型」の整備を行い、車道の路肩側に青色の矢羽根の形をした路面標示を設置することで、自転車の通行空間と走行方向を明示し、安全性の向上を図ります。また、自動車の運転手に対しても自転車通行への注意喚起を促します。



Q

自転車で歩道を通行することはできないのですか？

A

自転車は車道通行が原則ですが、次のような道路標識が設置してある歩道(自転車歩行者道)においては、自転車で通行することができます。ただし、歩行者を優先することが前提となります。



Q

矢羽根路面標示の上は自動車でも通行したら駄目ですか？

A

あくまでも車道ですので、矢羽根標示の上を自動車が通行することは可能です。しかしながら、自転車の通行中、追い抜く際はできる限り徐行し、自転車を避けて通行するなどの配慮をお願いします。



▲自転車活用推進計画

